

## 6. 今後の展望と課題

### 6-1. 事業の成果のまとめ

本事業では、モデル研修を実施し、以下のことが確認された。

#### ①カリキュラムについて

- ・ 受講者や講師へのアンケートの結果から、より専門的な知識・経験を有する福祉用具専門相談員の養成のための研修として、プログラム内容が概ね妥当であることが確認された。
- ・ モデル研修結果を踏まえ、單元ごとの内容や時間配分について再検討し、より研修の目的に合致したカリキュラム構成を提示した。

#### ②講師ならびに講義・演習の内容について

- ・ 設定した講師要件を考慮して、モデル研修講師を選定して研修を実施した。講義内容も含め、概ね妥当であることが確認された。
- ・ 受講者の理解しやすさや單元ごとの関連性に配慮して講義内容や演習の進め方について精査し、指導要領に具体的な指導内容や進め方の例を示した。

#### ③研修の運営について

- ・ 日程、プログラム配分について、連日開催、隔日開催ともに、受講可能であること、受講生の都合によって選択可能とすることが必要であることが確認された。
- ・ 事例の収集方法、取扱い、活用方法について、モデル研修における実施方法が概ね妥当であり、受講生や事務局に過大な負荷がなく実施可能であり、効果的に活用できることが確認された。
- ・ 修了評価については、モデル研修において実施した問題数、難易度、採点方法、評価基準等が概ね妥当であることが確認された。
- ・ これらの運営方法については、ガイドラインに記述した。

## 6-2. 今後に向けた検討事項

上記の成果を踏まえ、今後、本研修が全国の研修実施機関において円滑かつ効果的に実施されるためには、さらに以下の事項について検討する必要がある。

### (1) 本研修の必要性の確認

モデル研修受講者のヒアリングやアンケートより、本モデル研修を受けて「役に立った」「より専門性を高めたい」等の意見・感想があり、より専門的知識、経験を有する福祉用具専門相談員を配置すること、及び本モデル研修の実施の必要性が確認された。

より専門的知識、経験を有する福祉用具専門相談員を2人に1人配置することで、本研修受講後の事業所における研修内容の伝達・共有が進むことも確認された。

### (2) 研修の需要の想定と提供体制の確保

指定福祉用具貸与事業所に配置される福祉用具専門相談員2名のうち1名が、本事業で検討した「より専門的な知識、経験を有する福祉用具専門相談員を養成する研修」を受講することが求められることになれば、全国の福祉用具貸与事業所数と同数の福祉用具専門相談員が、一定の期間に当該の研修を受講することが想定される。事業所を対象とするアンケート調査からは、複数名の受講を希望する事業所が多いことも確認されていることも勘案して、研修の需要量を算出し、年間の目標とする養成数を設定し、必要とされる受講機会を提供できるよう、研修機関および受講定員、開催回数などについて計画する必要がある。

### (3) 研修の標準化と質の確保

研修の提供にあたっては、量の確保のみならず、より専門的知識、経験を有する福祉用具専門相談員が養成されるよう、研修内容の質についても十分に配慮し、研修修了者の質を担保する必要がある。研修の質および修了者の質の担保のためには、以下の点について、具体的な方策や体制、制度のあり方を検討する必要がある。

#### ①標準的なテキスト作成

研修実施機関や講師が異なっても、一定の内容の研修を提供するためには、本事業で提示した指導要領に沿って作成された標準的なテキストを用いて、講義、演習を行うことが有効であると考えられる。

カリキュラムの検討経緯を踏まえ、研修全体の体系および单元ごとの指導目標に即した適切なテキストを、有識者や現場経験者等、講師候補者により作成し、これを標準として用いることが望ましいと考えられる。

## ②研修機関（講師）の質の標準化

円滑に研修を運営し、一定の質が担保された研修を提供するためには、研修実施機関および講師についても、一定の要件を設けることが必要となる。このような観点から、研修実施機関および講師の質を評価し、認定するための仕組みについて検討する必要がある。研修実施機関や講師の質の評価、認定を行う場合には、適切かつ公正な評価・認定を行うための組織や体制のあり方について検討することが求められる。

例えば、本事業においてヒアリング調査を行った、介護福祉士のファーストステップ研修では、介護福祉社会が有識者からなる委員会を設置してその機能を有している。このように、研修修了者に求められる業務や役割に対する専門性を有する機関が、有識者による委員会を組織して、研修実施機関を認定し、質を管理する仕組みなどを参考とすることが考えられる。

## ③修了評価の問題レベルの標準化

資格に対する信頼性を担保するためには、研修修了者の質の担保が必要であり、そのために修了評価において、一定の知識、スキルの習得を保障することが求められる。修了評価における問題や、合格基準の水準にばらつきが生じることがあってはならない。したがって、修了評価の問題と合格基準は一定に保つ必要があり、個々の研修実施機関が独自に設定するのではなく、全国共通の問題を用いて、共通の水準で評価するための仕組みについて検討する必要があると考えられる。

## （４）更新制への対応

本研修は、実践の場で一定の役割を果たす福祉用具専門相談員の養成を目的としたものであるため、3年ごとの更新制としている。特に、知識の面では、制度の動向や改正、さらには、新しい技術をとり入れた福祉用具の適用など、絶えず現状にキャッチアップする必要があり、研修内容についても一定期間ごとに内容の更新が求められる。研修実施機関ごとに個別に更新した場合、内容に差異や質の差が生じることが懸念されるため、新たな研修内容については、一定期間ごとに有識者等により内容等を見直し、より適切な教材を作成し、全国の研修実施機関が利用可能とする仕組みが必要と考えられる。

図表 68 更新制のイメージ（平成 27 年度調査報告書より再掲）

